

令和8年度 特色入試問題

《教育学部》

課題

一〇〇点満点

(注意)

- 一、課題冊子および解答冊子は係員の指示があるまで開かないこと。
- 二、課題冊子は表紙のほかに十二ページある。
- 三、解答冊子は問いごとに一冊ずつある(全部で五冊ある)。なお、別に下書き用紙(九ページ)を配布する。
- 四、試験開始後、解答冊子の表紙所定欄に受験番号・氏名をはっきり記入すること。
表紙には、これら以外のことを書いてはならない。
- 五、解答はすべて解答冊子の指定された箇所に入力すること。
- 六、解答に関係のないことを書いた答案は無効にすることがある。
- 七、解答冊子は、どのページも切り離してはならない。
- 八、課題冊子、下書き用紙は持ち帰ってもよいが、解答冊子は持ち帰ってはならない。

[問 1] 問題文Aの傍線部 a とはどのようなことか、150 字以内で説明しなさい。
(15 点)

[問 2] 問題文Aの傍線部 b とはどのようなことか、300 字以内で説明しなさい。
(20 点)

[問 3] 問題文Bの第 3 段落では、1960 年前後に国内外で行われた社会調査のデータが紹介されている(データ 1 とする)。日本での調査は「ひとくちでいうと、あなたは幸福だと思いますか」という質問に答えるものであった。日本で 2013 年に行われた同一の質問による調査では、90%以上の人が幸福だと答え、不幸と回答した人は3%にすぎなかった(データ 2 とする)。これらのデータをあなたはどのように解釈するか、その理由も含めて 500 字以内で述べなさい。回答中で各データを指し示す際は「データ 1」「データ 2」を用いてよい。(20 点)

[問 4] 問題文Bの傍線部 c とはどのようなことか、200 字以内で説明しなさい。
(15 点)

[問 5] 問題文Bをふまえて、あなたが京都大学教育学部で学び、研究したいことを述べるとともに、そこにあなたにとってのいかなる「内的な必然性」があるのかについて説明しなさい。あわせて 1000 字以内で述べること。
(30 点)

いま、学生たちと田中正造を読んでいる。より正確に言えば、去年（一九八一年）、わたくしの一年間の出張中に、学生たちが勝手に読みはじめ、今年（一九八二年）の四月に帰国すると同時に、否応なくその輪読に参加させられたのである。

学生たちと正造を読むのは、これが二度目ということになる。最初は、もう十余年もまえで、そのときは木下尚江編の『田中正造之生涯』（国民図書株式会社、一九二八年）をテキストとした。これは、日記や書簡がふんだんに引用されているうえ、尚江独自の正造観が字面から溢れでている本で、それなりに面白かったが、正造の生涯とその思想を追うという点では、なにぶんにも空白部分が多すぎたり、叙述が簡略に過ぎたりした。

こんどは当然のこととして、田中正造全集編纂会編の『田中正造全集』（本巻一九冊、別巻一冊、岩波書店、一九七七年）をテキストとしている。正造の足跡がなんと細部までわかるようになったかと、行を追いつつ思わず歎息を発することが多く、あらためてこの全集編纂者たちの労苦と見識に敬意を表する日々である。その意味で一九七〇年代は、わたくしの専門とする思想史の立場からいえば、田中正造という人物が一個の思想家と位置づけられ、さらに日本思想史上にその地歩を定着させていった時期をなしている。正造を押しだそうとする社会的ポルテージが高まったからであるが、もとより根本的には、全貌が明らかになればなるほど光彩を増すという彼の思想の質のゆえにはかならない。去年は正造の自由民権期を検討したとのよしであったから、今年はそれにつづく時期つまりほぼ一

八九〇年代の田中正造を対象としている。一八九〇年の帝国議会開設から一九〇一年のいわゆる直訴に至る期間である。その十年あまりの期間に彼は、初期議会における民党の一員として政府と闘い、さらに足尾鉍毒問題を引っさげて政府と対決する。「論稿二」と銘打たれた第二巻を軸とし、それに該当する時期の書簡や議会演説を参照しながら読んでゆくというやりかただが、比較的に不明確であった初期議会期の彼の言説をわたくしなりに追ってみて、さらに後年、鉍毒問題をめぐってかたちづくられる思想の原質が、かなり断片的にはあれ露呈しているとの印象をつよくもった。

客観的にみれば、かつてそう位置づけたのだが、彼の「人民国家の思想」の原質が、ということになり、正造の主体にそくしていえば、なぜあれほどひたむきな献身がありえたのかとの秘密が、ということになる。

一八九三年四月の「第四回十三州会メモおよび栃木県梁田郡筑波村における演説草稿」(第二巻五七一―七二頁。以下、二の五七―七一のごとく記す)のなかに、こんな文句がみえる。

権衡^{マウ}義務ハ別ツ〜ニナツテイケヌ。

徴兵、義務ト権理ヲ兼。

一ケ(個)人ト異リ一国ヲ見レバ即チ義務権利一体ナリ。

立法ハ直接間接ノ権利義務。

「義務」は、戦前の日本でもっとも頻用された言葉の一つに属する。そうしてそのおそらく大部分は、政府のがわから国民の、いやより正確にいえば臣民の、まもるべき務めを意味するものとして使

われた。徴兵・納税(この言葉もいやらしい。一八七四年の「民撰議院設立建白書」では、さすがに税を納めるという表現を拒否してのことであろう、「租税を払ふ」とのべている。後年のわたくしたちは、「納」める感覚に馴らされてしまっているが)と並んで、教育までもが、権利でなく義務、つまり三つそろって国民の三大義務とされた。

田中正造が「義務」という場合はたいいてい、もとより右の用法とは異なっていて、おもに政府の義務つまり国民にたいする政府の義務を強調するのをつねとした。「上に居る政府なるものが義務を忘れたと云へば亡ぶるの時である」というのなどはその一例で(「一銭一厘も減ずる能はざる乎」一八九三年、二の五六)、そこにはいうまでもなく、民権家としての彼の立場が反映している。政府の権限を可能なかぎり無限大に近づけ国民を無限の服従に追いこんでゆこうとする論理に、鋭く対立しつつ、国民の権利を基本とし、その意味で政府を末とする立場の提示であった。

けれども右に引いた文言は、正造の権利―義務意識がそれに止まらなかつたことを示している。「徴兵、義務ト権理ヲ兼」などという発言を聞けば、一見したところ、彼もまた国民に義務の尊さを説く連中の一人であったかと思われやすい。しかし帯刀の権利が武士に専有されていた状況と対比するとき、庶民の武装を認め、それによって彼らを国家の担い手とする途を拓いたことは、正造には一歩進んだ段階と捉えられていたのである。徴兵という事例は、現在ではただちに、拒否反応とはいわずとも警戒を招きやすいし、またその警戒は十分な根拠をもっている。とはいえ正造のこのさいの真意は、ほとんど一方的に「義務」と措定されていた徴兵(それはまさに、もっとも「義務」的色彩の濃

い事例であった)を、「権利」つまり国民の政治の局面への参加の視点から捉えかえそうとするにあつた。中江兆民の「土著兵論」(一八八八年)とも一脈通じるところのある議論ともみえる。それだけに彼は、もっとも「権利」的性格のつよい「立法」(≡立法権↓議会)についても、「直接間接ノ権利義務」と、「権利」と「義務」を一体化して認識している。

そこには、幕藩体制が崩れ、近代^a 国家がそれなりに成長してゆく時期特有の、強烈な国家の担い手意識、いい換えれば「国民」意識がはたらいっていたことは、事実である。しかしその「国民」意識は、国家のなかにみずからを包摂させきって満足するていものとは異質であったとも、わたくしはいわなければならぬ。表現はすこぶるきわどいものながら、その根柢をなすのは、いってみれば権利主体としての責務感覚のようなもの、つまり、権利の主体であるだけに国家の進路についての責任を免れるべくもないという感覚にほかならなかつた。そのような権利主体としてのつよい自覚が、「義務権利一体」の意識を生んだ。それだけに彼は、権利主体としての意識を研ぎすませばますますほど、権利主体として立ちふるまうことへの義務の意識もつよくせざるをえないことになる。田中正造の生涯を通観するとき、彼をいちばん根柢のところまで衝き動かしていたのは、ふつうの次元での「権利」の観念であるよりは、この意味での「義務」の観念ではなかつたか。

もし「権利」の観念に百パーセント立つならば、その人は、「個人」ないし(ほぼ同じことだが)「個」の立場から出発することになる。この「個」の観念の擁護は、「国家」優先がまかりとおった戦前の体制のもとで、しばしば異端と指弾されて苦難の途を歩まなければならなかつたとともに、それだけ

に基本的人権の確立をめざす思想として、体制批判に有効に機能した。それが日本近代思想史にもった意義を、わたくしは毫も否定したり軽くみたりするものではない。

けれども田中正造に向いあうとき、彼にはそれとは異なる論理が準備されているのを感じざるをえない。正造にとって、彼を衝き動かすいちばんの原動力が「義務」の観念、いい換えれば社会公衆にたいするそれ、ないし立憲国民としての「国家」にたいするそれであったとするならば、「個」に固執することは「私」に固執することになり、それは、「義務」の観念を根柢に置く「無私」の行動と反する位置に立つ。

字面だけで見れば、これはじつに微妙なまたあやうい論理である。一見したところ、「個」を抑え「国家」を補強する役割を担ったとの観さえ呈する。実際、正造にとっては「ケ（個）人的」は一貫してマイナス・シンボルであった。

新聞もケ人的売れる、国家的ハ売れず。汽車汽船ニ乗つても皆ケ人的のはなし。

○宴会もケ人的快樂、大懇親会少なし。

○ケ人的ハ食物、国家ハ主義

○政府も又舞踏、ケ人

○真誠の政治家ハ天地と共に樂む。

○其次ぎハ国家と樂む、其次ぎハ近きものと樂む、其次ぎハ私利私屬、其次ぎハ盜ハ（新潟県における演説草稿）一八九三年、二の九一。

「ケ人」を「国家」と対比しつつ、前者を否定し後者を賞揚する態度は、正造が国家主義者であったかともまごうばかりである。だが彼は、「国家」を「政府」と同一視しているのではない。「政府」もまた、鹿鳴館的行動によって、「ケ人」的と批判されている。そうして「ケ人的」が、(一)商業主義的、(二)快樂的、(三)物質的、(四)利益本位的を意味するのにたいして、「国家的」はその対極として位置づけられ、たぶん「主義」つまり精神の優位を示す概念として用いられている。その意味では、「ケ人的」が私利の追求に終始する態度を指すのにたいし、「国家的」は公益の追求に一身を賭ける態度を意味し、彼は、「国家」本位の名においてじつは国民を基本とする国家観を主張していたとされねばならぬ。

近代日本における「国家」と「個人」、「公」と「私」の関係については、近年、日高六郎の『戦後思想を考える』(岩波新書、一九八〇年)が、もっとも明快な問題提起をしている。それによると、「戦前から現在にいたる日本人の意識の変化」は「滅私奉公」から「滅公奉私」へ」と転換したというのである。そう指摘したうえで日高は、戦後思想の来しかたを見返りながら、つぎのようにのべる。敗戦直後の「(個の確立)や(労働者の権利)から出発して、現在の(私生活優先)にいたらしめた力あるいは原因は、なんであったのだろうか」(以上、八一―八二頁)。ここには、現在の日本の思想的課題の真の困難性が示されている。「滅私奉公」の反人間性にはじまり、「滅公奉私」の没人間性にいたっているというのである(八六頁)。戦前の日本では、あまりにしばしばまたあまりに露骨に、「公」が「私」のなかに土足で踏みいり、また「公」の名をかざすことによって「私」を憎伏させてきた。そ

れだけに「公」↕「私」という思想的対抗が意味をもち、「公」の蹂躪にみずからを任せることを肯じない心は、その自然の結果として「私」の擁護に向いがちであった。そのことの報いをいま受けていると、日高はのべるものごとくである。

出典 鹿野政直『鹿野政直思想史論集 第六卷』（岩波書店、二〇〇八年）所収。〔初出 鹿野政直「田中正造と現代 「公」と「私」の観念をめぐって」『歴史地理教育』第三四六号、一九八三年。〕
ただし、本文内にある見出しは省略している。

根底的解放ないし変革の論理を追求するにあたって、まず最初に問われねばならないことは、それぞれの「私」にとって、そもそも解放や変革がほんとうに必要なのか、もし必要だとするならば、それはどのようなやむにやまれぬ根拠によるものか、ということである。

これは一見ばかげた質問のように思えるかもしれない。この民衆の苦悩のうめきのただ中で、なにをおまえは気楽なことをいつているのか、人民にとって解放と変革が必要なことは、毎日の生活の事実なのだ、と。しかし、ほんとうに私たちは、毎日を苦悩の海にうめいているのか。

たとえばこういう単純な事実をどうするか。現代の日本人に「あなたは幸福か？」という単純な質問をすると、80%以上が幸福だとこたえ、不幸と回答したものは13%ほどにすぎない。アメリカやカナダやイギリスやフランスの調査においては「幸福」率はもっと高いのだから、「国民性」といった問題に解消することはできない。しかも一方、ヨルダンやイランでは40%前後が自分を不幸とみており、レバノン、エジプト、シリアでも20〜30%、トルコで20%前後が不幸と回答している。また日本でも「単純労働者」のあいだでは、「不幸」の率は30%近くにたつする。(統計数理研究所『日本人の国民性』、林・西平・鈴木『図説日本人の国民性』)

等)これらのことは「幸福」意識が、まったく主観的恣意によりどうにでもなる妄想のようなものでなく、少なくともある程度のたしかさをもって物質的生活水準等々の客観的条件と関連することを示し、しかもその上で、日本や欧米諸国の圧倒的多数の民衆が、自分を「幸福」であると証言しているということを示す。

もちろん民衆の「幸福」の意識の下に、どのような諦念や屈託がかくされているか、またその「幸福」の実体が、どのようにつましくささやかなものか、あるいはまたその「幸福」自体が、どのようにたぶらかされた「虚偽の意識」にすぎないか、等々について、はてしない論議がありうる。またそれが、まさしくアジア・アフリカの抑圧された民族の不幸のうえに、あるいは日本社会自体の下積みのかくも多くの人びとの不幸のうえに——少なくともその不幸とも、——存在し享受されているという事実を指摘することもできる。そしてわれわれは、まさにこのような状況を、そのさまざまな位相の深みの総体において、把えるのでなければならぬ。今日の高度資本主義社会に生きる民衆の多くの部分は、その日常の意識において、けっして苦悩にうめきつづけてはいはしない。だからこそ民衆の一人としての私たちは、それぞれの〈私〉にとって、ほんとうに、変革は必要なのか、もしそれが必要なならば、それはどのようなやむにやまれぬ根拠によるものかということをしつかりと問いなおすことから出発せねばならない。

それはたとえれば飢えであり、貧困であり、差別であり、屈辱であり、孤独であり、核戦争の影であり、奪い去られた愛であり、疎外された労働の強制であり、自己の将来の限定であり、意味なき生の強要であり、強いられた物化と規格商品化であるかもしれない。

〈私〉の生きる情況とその未来との透徹した認識のうえに、このようなゆるがぬ根拠を把握した時にはじめて、解放と変革に向う情熱は真に不屈の意志を形成するであろうし、同時にまた一枚の紙きれのねうちさえない「解放」や「変革」の観念一般ではなくて、まさにどのような解放や変革なしには、〈私〉は人間として生きていけないのかを明らかにすることによって、〈私〉の行為と生活に確信にみちた進路を示すだろう。

このような自己の根拠の定位がアイマイなままであるとき、観念の実体化による運動の上すべり、組織や運動の自己目的化、方向の恣意性と機會主義的な目的のすりかえ、そして安易で不毛な転向、等々を避けることができない。

むしろ〈私〉の情況のなかに、もしそのような必然的根拠が存在しないのならば、浅薄な「革命的」空語に酔って他人をも自己自身をもたぶらかす遊びをやめて、むしろこの体制の中の現場で、自己の課題と雄々しく取組むべきであろうし、あるいはまた、この世界の中で得られる生の機会を生きつくすことが、真実の生き方であろう。

しかしもちろん、〈私〉の解放の主體的根拠がいつも、〈私〉自身の個人的な情況の内部にある

とは限らない。〈私〉自身の主要な根拠が、先に例示したような種類のものではなく、むしろベトナムの大量的虐殺であり、インドの子供の飢餓であり、社会の不正と偽善とであり、抑圧された人びとの苛酷な生活状態であるかもしれない。それらは直接〈私〉自身の個人的な情況のうちになくとも、彼らの不幸の黙殺の上に、そしてこの情況への加担のうえに、〈私〉自身の幸福をきずくということが耐えがたいという、〈私〉の真実にねざす。このばあい根拠の具体的な定位は、当然〈私〉自身の即自的な情況論の内部では解決しない。〈人びと〉（すなわち他の〈私〉たち）と〈私〉自身との共同の情況としての全体情況の認識を前提とする。

しかしこれらのばあいにも、〈他の私〉の問題は、（外的な「禁欲」や「博愛」によるエゴとの接合ではなくて！）全体情況の真に明確な把握によって媒介され、〈私〉自身の内的な必然性にまで高められたとき、すなわちふたたび〈私〉自身の情況の問題として、確実に把握されたとき、はじめて真に〈私〉の主体を賭けた実践の根拠となるだろう。われわれはこの問題を、全体情況の展望ののちにもういちど〈私〉の情況にかえって統合するときに、エゴイズムの止揚あるいは、〈欲望の解放的昇華〉の位相で検討することになるだろう。

出典 真木悠介（著）河出書房新社（編）『うつくしい道をしずかに歩く 真木悠介小品集』（河出書房新社、二〇二三年）所収。「初出 真木悠介「解放の主体的根拠について 根底的解放の理論のために」『展望』第一二八号、一九六九年。」

問題訂正
教育学部 課題

下記の問題訂正があります。

記

問題訂正

教育学部 課題 課題冊子

[問3]の下から2行目

誤：回答中で…

↓

正：解答中で…

以上